

雇用保険の喪失手続き漏れはありませんか？

～ご相談はハローワーク別府まで～

雇用保険の喪失手続きは、退職時だけではなく、週20時間未満の勤務になった場合も必要です。

社会保険の扶養を意識して労働時間を短縮した場合や、体力の低下によりシフトに入る回数を減らした場合等には、特に注意が必要です。

適用要件を満たさなくなったことに気づかず、喪失手続きが遅れた結果、失業保険を受給できなくなった事案が多く発生していますので、一度ご確認ください。



適用要件

次の要件を2つとも満たすこと

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上の雇用見込みがあること



手続き期限

- ・ 取得：雇用した日の属する月の翌月10日まで
- ・ 喪失：被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内



手続き遅延のデメリット

- ・ 喪失手続きがされるまで失業保険の受給ができない
- ・ 失業保険の受給期限は離職日から1年以内
→場合によっては、受給資格がなくなる
- ・ 転職しても同じ番号を使用する
→再就職後も、前職の喪失手続きがされるまで雇用保険に加入できない

実際に資格喪失となったケース

～下記ケースは適用要件を満たさないと判断され、遡って喪失したことで、失業保険の受給ができなかった事例です～

【適用要件】

- ① 週所定労働時間が**20時間以上**かつ
- ② 31日以上の雇用見込み

① 扶養調整をしたケース

- 元々は、週20時間勤務、時給1,100円、年収114万円程度
- ↓
- 時給が1,300円になり20時間働くと年収135万円程度で扶養から外れる
→扶養内とするため20時間未満にした

② 体力低下でシフトを減らしたケース

- 元々は、1日5時間、週5日、週25時間勤務
- ↓
- 体力的にきつくなり、週3日のシフトに減らし、週15時間勤務になった

③ シフト表で出勤日を決めるケース

- 契約書なし、毎月シフト表を作って出勤日を決める
月によって労働時間にばらつきがあり、月87時間に満たない時もある
例えば直近1年間の総労働時間が、900時間だった場合
- ↓
- 平均の週所定労働時間を算出する
- $900\text{時間} (1\text{年間の総労働時間}) \div 52.14\text{週} (1\text{年間の週数}) \approx 17.26$
- 平均の週所定労働時間：17.26時間 < 20時間

④ 会社都合で出勤日を減らしたケース

- 元々は、1日4時間、週5日、週20時間勤務
- ↓
- 業務量が少なくなり、人手が不要になった
- 週4日勤務に減らし、週16時間勤務になった

